

所 報

— 最近のおもな動き —

財団法人「アジア経済研究所」は去る7月1日をもってその組織を改め、新たに特殊法人として再発足した。以下、特殊法人化に至る経緯を簡単に説明する。

I アジア経済研究所法（昭和35年法律第51号）成立までの経過

(1) 5 者会談

特殊法人化の問題は「財団法人アジア経済研究所」設立（昭和33年12月19日）以来の懸案であったが、34年5月8日、いわゆる5者会談（岸総理大臣・高碕通産大臣・藤山外務大臣・小林理事長・東畑理事）で次期通常国会を目途に特殊法人とすることに意見の一致をみた。

(2) アジア経済研究所法案の国会提出

この方針に基づき研究所は通産省と密接に連絡し法案起草の精準備に努めてきたが、一方政府も本年2月26日の閣議においてこの法案の国会提出を決定し、翌27日次の3点の閣議了解に達した。

(イ) アジア経済研究所の調査研究機関としての特殊性にかんがみ、監督規定の運用に当たっては、極力その自主的かつ効率的調査活動を助成するよう努めるものとする。

(ロ) アジア経済研究所の会長を任免する場合には、通産大臣はあらかじめ閣議の了解を得るものとする。

(ハ) アジア地域の経済およびこれに関連する諸事情の調査研究に関しては、今後類似の機関を設けないこととする。

(3) アジア経済研究所法の成立

3月1日アジア経済研究所法案は第34通常国会に付議され、衆議院では3月15日、参議院では3月31日いずれも原案通り可決された。同法案の提案理由の骨子は「わが国におけるアジア経済研究の中心機関として長期的な調査研究体制を確立し、その内容をさらに拡充強化するため従来の財団法人としての同研究所を発展的に解消し、政府が強力にこれを援助する体制を整えるとともに、民間の出資をも認め、政府の監督する特殊法人とする。」ことにあった。なおアジア経済研究所法は4月1日公布、即日施行された。

(4) 国会審議で明らかになった要点

(イ) アジア経済研究所はその目的の範囲内においてアフリカ・中南米諸国も調査対象地域とする。

(ロ) 監督官庁は通産省とするが、外務省その他の関係各省の職員もアジア経済研究所の「参与会」に参画し、相互に協力して目的達成に努める（3月11日、衆議院商工委員会・外務委員会連合審査会での原田政府委員の答弁）。

(ハ) 他の類似の研究機関とも緊密に連絡し、たがいに調査研究が重複しないようにする（3月1日、衆議院商工委員会での松尾政府委員の答弁）。

(ニ) 付帯決議（昭和35年3月31日、参議院商工委員会）政府はアジア経済研究所の実施する海外経済事情の基礎的かつ総合的な調査研究の重要性にかんがみ、本法の施行に当たっては次の諸点に留意すべきである。

(イ) 研究所の運営に際しては、わが国の当面する貿易の拡張および経済協力の推進に直接寄与し、国の要請にこたえうるよう措置すること。

(ロ) 研究所はアジア地域はもとよりわが国の貿易および経済協力に密接な関連を有し、かついまだ調査研究の十分に行なわれていない中南米・アフリカなどの諸事情についても、遅滞なく適切なる調査研究を行なうこと。

(ハ) 研究所を充実させるため今後とも十分な予算措置を講ずるとともに、民間資金を多量に導入しうるよう配慮すること。

(6) 関係政省令の成立

アジア経済研究所法に引き続いてつぎの政省令が公布されている。

◆アジア経済研究所登記令（昭和35年政令第98号）

◆アジア経済研究所第15条第2号の教育公務員の範囲を定める政令（昭和35年政令第99号）

◆アジア経済研究所法施行規則（昭和35年通商産業省令第46号）

◆アジア経済研究所の財務および会計に関する省令（昭和35年通商産業省令第47号）

II アジア経済研究所成立から設立までの経過

(1) 第1回設立委員会

アジア経済研究所法公布から新法人設立までの経過は、アジア経済研究所法付則に定める手続きに従ってすすめられた。5月5日、下記のアジア経済研究所設立委員が通産大臣によって任命され、研究所設立に関する重

要事項（アジア経済研究所定款、出資金募集要領など）を決定するため5月17日、日本工業倶楽部において第1回の設立委員会が開催された。（50音順、敬称略）

（日本商工会議所会頭）足立正、（経済団体連合会会長）石坂泰三、（大蔵事務次官）石田正、（日本貿易会会長）稲垣平太郎、（日本エカフェ協会会長）植村甲午郎、（文部事務次官）緒方信一、（経済企画事務次官）小出栄一、（財団法人アジア経済研究所会長）小林中、（世界経済調査会会長）沢田節蔵、（日本貿易振興会会長）杉道助、（法制局次長）高辻正巳、（通商産業事務次官）徳永久次、（法務事務次官）馬場義統、（全国銀行協会会長）堀武芳、（国民経済研究協会会長）松本重治、（外務事務次官）山田久就、（日本学術会議会長）和達清夫、（農林事務次官）渡部伍良。

(2) 設立手続きおよび日程

第1回設立委員会に引続いてとられた諸手続きはつぎの通りである。なお別途に5月13日付けで、アジア経済研究所の会長となるべきものとして小林中、所長となるべきものとして東畑精一、監事となるべきものとして植村甲午郎が通産大臣より指名されており、新法人成立の日にそれぞれ会長・所長・監事となった。

- 5月18日(水) 定款認可申請。
- 5月20日(金) 定款認可。
- 5月25日(水) 第4回定時理事会、財団法人アジア経済研究所解散決議。
- 5月26日(木) 政府以外のものに対する出資金募集、期間は6月15日まで。
- 5月27日(金) 第3回定時評議員会、財団法人の解散に同意。
- 6月6日(月) 財団法人の解散認可申請。
- 6月17日(金) アジア経済研究所設立認可申請。
- 6月22日(水) 設立認可。解散認可。財団法人から設立委員へ財団法人のいっさいの権利義務を承継すべき旨の申出、設立委員から前記の権利義務の承継の認可申請。
- 6月23日(木) 承継認可。
- 6月27日(月) 第2回設立委員会（設立経過報告など）。出資金払い込み完了。設立委員から会長となるべきものへ事務の引継ぎ。
- 7月1日(金) アジア経済研究所設立登記。財団法人解散登記。特殊法人として「アジア経済研究所」正式に発足。

(3) 新法人の発足

以上にみた通り、特殊法人としてのアジア経済研究所は7月1日に発足したが、財団法人からそのいっさいの権利義務を引継いでおり、当面の業務、人員の面では格別の変化はないが、今後は特殊法人としての安定した基礎に立っていっそう有為の人材の養成と業務内容の充実が期待されている。

III 事 業

(1) 34年度の調査研究活動

◆進捗状況

昭和34年度の調査事業は、所外研究者の協力を得て、研究委員会20、特別研究10および個人研究19のテーマについてそれぞれ調査研究する一方、所内部員による地域研究をすすめてきた。後者の成果の一部は本誌に逐次発表されている。前者についてはそれぞれ報告書原稿が完成に近づいており、今後「調査研究報告双書」あるいは「調査研究シリーズ」として公刊が予定されている。

◆現地調査の実施

調査研究活動の一環として、34年度においては12の研究委員会から現地調査のため26名の委員会メンバーを東南アジア12カ国に派遣した。現地調査日数は60～75日間で、派遣時期はビルマを除き34年2月から5月の間であった（別表参照）。ビルマの経済開発についての現地調査班は、7月初め出発し9月帰国の予定である。これら現地調査の成果はそれぞれその所属する研究委員会報告書の一部として発表される予定である。

◆海外派遣員の派遣

現地で調査研究生活の体験をもち、現地語資料を駆使できる地域研究者の育成のため、34年度において16名の海外派遣員を1～2年間にわたり12カ国に派遣することとなった。派遣国はインド、アラブ連合、レバノン、マラヤ・シンガポール、インドネシア、香港、西ドイツ、パキスタン、フィリピン、オーストラリア、タイ、ビルマの12カ国である。インドネシア2名を除き、いずれもすでに現地で活動中である（別表参照）。

(2) 35年度の調査研究課題

35年度の調査研究課題の設定については、前年度の経験に徴し、学界・財界その他を対象とするアンケート結果を参考とし、研究所の基本的な研究体制の確立との関連において目下検討中であるが、その骨子は、研究対象地域としてはアジア中近東だけでなくアフリカおよび中南米諸地域にも範囲を広め、これらの地域の社会経済構造を明らかならしめるための基礎的調査研究に重点をおく

こととなったこと、とくに35年度の重要課題としては、アジアの経済開発計画とその実施状況および問題点に重点をおくこととなり、これに関連する基礎資料の整理分析ならびに一連の経済政策に関連する諸課題の組織的計画的調査を実施することになったことなどである。

(3) 資料事業活動

④資料の収集整理

昭和33年度に継続して現地の資料を収集し、あわせて現地よりの資料収集ルートを確立するため、2月中旬より4月中旬にかけてインドへ1名、3月中旬より5月下旬にかけてフィリピン・マラヤに1名、タイ・ヴェトナム・カンボジアへ1名を派遣した。その成果は前年度のように大規模ではないが逐次研究所に到着しつつある。今回は購入のほか、これら諸国の大学研究所と資料交換についてもその端緒を開きうる見通しがつきつつある。機関誌創刊号に掲載した「外国雑誌記事索引」は、『資料月報』と同じように月刊の速報とし、独立して近く刊行する。なお本年1月末までに整理した所蔵図書約4500冊を収録した『蔵書目録』（年刊）も近く刊行の運びとなる。

地下2階に新設したマイクロ施設は、撮影機などの据え付けも終わり、準備ができたい新聞のマイクロ化に着手する予定である。

④レファレンス

対象地域に関する経済法関係資料、世界各国の低開発国に対する投資の現状など対象地域の経済事情に関するレファレンスをうけており、今後も増加が見込まれるので、レファレンス体制の整備強化をはかるため本年度は職員4名をこれに当てた。当面は図書・雑誌・新聞・パンフレットを含むレファレンス用目録の整備と、資料提供の範囲でのレファレンス・サービスを行なう。

④総合目録編さん事業

昭和34年度に行なった総合目録編さん予備調査の結果、現在日本の主要機関に所蔵されている資料は、東南アジア7万点、中近東2万点、現代中国18万点であった。これら膨大な資料は、本年度以降5カ年計画で東南アジア、中近東、現代中国の総合目録を編集することとし、本年度には東南アジアおよび中近東の資料9万点のうち4万点の採録編集を行なう予定である。

昭和34年度現地実態調査員一覧表

所属委員会名	氏名	職名	渡航期間	訪問国名
統 計	永助 山 貞 則 北川 直 宏 伊藤 藤 直 阪田 藤 廣 安藤 藤 史 高萩 藤 史 萩宮 藤 史	総理府統計局消費統計課	2.16 ~ 4.15	インド
		行政管理局統計基準局		
		総理府統計局国勢統計課	3.15 ~ 5.26	ヴェトナム・タイ・カンボジア
		行政管理局統計基準局		
		アジア経済研究所		
経済企画庁国民所得課	3.10 ~ 5.13	マラヤ・シンガポール・フィリピン・香港・タイ・インドネシア・琉球		
総理府統計局消費統計課	3.10 ~ 5.20			
アジア経済研究所	3.20 ~ 5.16			
通産省通商局調査課	3.10 ~ 5.20			
資 本	木村 原 行 雄 弘松 井 俊 松室 田 善 室徹 田 室 徹夫 田 室	大月短大講師	3.8 ~ 6.3	インド
		慶応大学助教授	3.8 ~ 4.2	
		三菱経済研究所 興銀外国部調査役	3.6 ~ 5.17	フィリピン
労 働	楠川 田 丘 井 田 佩 嶺 上 照 古 賀 正 古 賀 正	労働省統計調査部	3.14 ~ 5.9	フィリピン
		東京大学助教授	3.14 ~ 5.11	
		国民経済研究協会理事	3.3 ~ 5.17	パキスタン
		総理府雇川審議会	3.6 ~ 5.28	
		東大東洋文化研究所助手	3.6 ~ 6.17	
技 術	石内 神 力 田 中 俊 八 谷 金 太 田 谷 金 太	東洋経済新報	3.3 ~ 5.20	インド
		通産省官房企画室	2.26 ~ 5.2	
		水利科学研究所 アジア経済研究所	2.15 ~ 4.16	
開 発	斎 藤 一 夫 田 村 一 夫 村 一 夫	農業総研国際室長 慶応大学助手	7.7 ~ 9.17	ビルマ(目下渡航中)
貿 易	藤 島 治 実 前 田 治 実	日本機械工業連合会 日本輸出入銀行総務課	2.13 ~ 4.12	インド

昭和34~35年度海外派遣員一覽表

所 属・氏 名	受け入れ機関	連 絡 先	研 究 課 題
アジア経済研究所 長谷山崇彦	デリー大学・デリー・スクール・オブ・エコノミクス	Room 97, Maiden's Hotel, Delhi, India. Telegram "Maiden's" Phone 24091, Nine lines	インドの経済発展における財政的諸条件
アジア経済研究所 田 部 昇	インド統計研究所	c/o Guest House, Indian Statistical Institute, 203, Barrackpore, Trunk Road, Calcutta, 35, India.	インドにおける経済発展と労使関係
アジア経済研究所 山口博一	ボンベイ大学	c/o Consulate-General of Japan, Kashmir House, 19 Napean Road, Malabar Hill, Bombay 6, India.	インドの経済発展における社会的諸条件
経産庁海外調査課 柳沢雅一	カラチ大学付属研究所	c/o Mrs. Safia Arif Hussain 640, Dr. Tharaneer Road, Jamshed Road No. 2, Karachi, Pakistan.	パキスタンの経済発展をめぐる諸問題について
農産総合研究所 滝川 勉	フィリピン大学付属研究所	Room 30, Admiral Apts., Dewey Boulevard, Manila, Philippines.	フィリピンの経済発展と土地制度との関連に関する研究
東京大学 東洋文化研究所助手 関 寛 治	チュラロンコン大学	c/o Y. M. C. A., 27, Sathorn Road, Bangkok, Thailand.	タイおよび東南アジア諸国経済開発の国際政治学的研究
慶応大学大学院 大西 昭	ラングーン大学	c/o Embassy of Japan, No. 39 Golden Valley, Rangoon, Burma.	ビルマの開発計画と経済成長の諸問題
アジア経済研究所 長井信一	マラヤ大学	Room 111 Raffles Hall, The University of Malaya in Singapore, Singapore.	マラヤにおける経済発展と政府機構
アジア経済研究所 米田公丸	インドネシア大学付属経済社会研究所	c/o Embassy of Japan, 30 Djalan Iman Bondjol, Djakarta, Indonesia.	インドネシアの経済発展と貿易構造
通産省賠償室 中沢忠義	パジャジャラン大学	c/o Embassy of Japan, 30 Djalan Iman Bondjol, Djakarta, Indonesia.	インドネシアと日本の経済協力
アジア経済研究所 尾上悦三	香港大学	15, Ching Wah Street, 4th Floor, North Point, Hong Kong.	中国経済発展の諸問題
京都大学助教授 清水 茂	〃	c/o Mr. C. S. Jung, 73, Bonham Road, 2nd Floor, Hong Kong.	東南アジアにおける東洋外国人の生活形態
アジア経済研究所 中岡三益	カイロ大学	Pension Select, 19, Abdly Pasha, Cairo, United Arab Republic.	アラブ連合共和国における農地改革と経済発展
アジア経済研究所 林 武	バイルート・アメリカン大学	a. b. s. Mme Guisiti, No. 42 Rue Hallil Pasha, Immable Abdue Afef, Badarani Beyrouth, Lebanon.	中東における経済発展
通産省官房調査課 田中誠一郎	キール大学経済研究所	Altheikendorf Hindenburgstr. 1A, Kiel, Bundesrepublik Deutschland.	ヨーロッパにおけるアジア経済研究
大蔵省官房調査課 森 田 一	メルボルン大学	c/o Mr. A. Hipwell, 111, Edgevale Kew, Victoria, Australia.	オーストラリア経済の近況とオーストラリアのアジア経済研究

ア ジ ア 経 済 研 究 所 法 (昭和35年4月1日 法律第51号)

第1章 総 則

(目的)

第1条 アジア経済研究所は、アジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情について基礎的かつ総合的な調査研究を行ない、並びにその成果を普及し、もってこれらの地域との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与することを目的とする。

(法人格)

第2条 アジア経済研究所(以下「研究所」という。)は、法人とする。

(事務所)

第3条 研究所の事務所は、東京都に置く。

(資本金)

第4条 研究所の資本金は、1億円と研究所の設立に際し政府以外の者が出資する額の合計額とする。

2 政府は、研究所の設立に際し前項の1億円を出資するものとする。

3 研究所は、必要があるときは、通商産業大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

4 政府は、前項の規定により研究所がその資本金を増加するときは、予算の範囲内において、研究所に出資

することができる。

(持分の払戻し等の禁止)

第5条 研究所は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 研究所は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(持分の譲渡等)

第6条 政府以外の出資者(第36条第2項並びに第37条第1項及び第2項の規定を除き、以下単に「出資者」という。)は、その持分を譲渡することができる。

2 出資者の持分の移転は、取得者の氏名又は名称及びその住所を出資者原簿に記載した後でなければ、研究所その他の第三者に対抗することができない。

(定款)

第7条 研究所は、定款をもって次の事項を規定しなければならない。

1. 目的
2. 名称
3. 事務所の所在地
4. 資本金、出資及び資産に関する事項
5. 役員、参与及び会議に関する事項

6. 業務及びその執行に関する事項
7. 会計に関する事項
8. 公告に関する事項
9. 定款の変更に関する事項
- 2 定款の変更は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(登記)

第8条 研究所は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

- 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第3者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第9条 研究所でない者は、アジア経済研究所という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第10条 民法(明治29年法律第89号)第44条(法人の不法行為能力)及び第50条(法人の住所)の規定は、研究所に準用する。

### 第2章 役員等

(役員)

第11条 研究所に、役員として、会長1人、所長1人、理事2人以内及び監事2人以内を置く。

(役員職務及び権限)

第12条 会長は、研究所を代表し、その業務を総理する。

- 2 所長は、研究所を代表し、定款で定めるところにより、会長を補佐して研究所の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

- 3 理事は、定款で定めるところにより、会長及び所長を補佐して研究所の業務を掌理し、会長及び所長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び所長が欠員のときはその職務を行なう。

- 4 監事は、研究所の業務を監査する。

(役員任命)

第13条 会長、所長及び監事は、通商産業大臣が任命する。

- 2 理事は、会長が任命する。

(役員任期)

第14条 会長、所長及び理事の任期は、4年とし、監事の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。

(役員欠格条項)

第15条 次の各号の1に該当する者は、役員となることができない。

- (1) 國務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長
- (2) 政府又は地方公共団体の職員(教育公務員で政令で定める者及び非常勤の者を除く。)

(役員解任)

第16条 通商産業大臣は、会長、所長又は監事が前条各号の1に該当するに至ったときは、これを解任しなければならない。

- 2 会長は、理事が前条各号の1に該当するに至ったときは、これを解任しなければならない。

- 3 通商産業大臣は、会長、所長若しくは監事が心身の故障のため職務の執行に堪えないと認めるとき、又は会長、所長若しくは監事に職務上の義務違反その他会長、所長若しくは監事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

- 4 会長は、理事が心身の故障のため職務の執行に堪えないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

(役員兼職禁止)

第17条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第18条 研究所と会長又は所長との利益が相反する事項については、会長及び所長は、代表権を有しない。この場合には、監事が研究所を代表する。

(参与会)

第19条 研究所に、参与会を置く。

- 2 参与会は、会長の諮問に応じ、研究所の業務の運営に関する重要事項を審議する。

- 3 参与会は、前項の事項に関し、会長に意見を述べることができる。

- 4 参与会は、参与15人以内で組織する。

- 5 参与は、研究所の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、通商産業大臣の認可を受けて、会長が任命する。

- 6 参与の任期は、2年とする。

- 7 参与は、再任されることができる。

(職員任命)

第20条 研究所の職員は、会長が任命する。

(役員及び職員の地位)

第21条 研究所の役員及び職員は、刑法(明治40年法律第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

### 第3章 業務

(業務)

第22条 研究所は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

- (1) アジア地域の経済及びこれに関連する諸事情に関する資料を収集すること。

- (2) アジア地域の経済及びこれに関連する諸事情に関し、文献その他の資料により調査研究を行ない、又は現地調査を行なうこと。

- (3) 前2号に掲げる業務に係る成果を定期的に、若しくは時宜に応じて、又は依頼に応じて、提供すること。

- (4) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するため必要な業務。

- 2 研究所は、前項第4号に掲げる業務を行なおうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

3 研究所は、第1項の業務を妨げない範囲内において、アジア地域以外の地域の経済及びこれに関連する諸事情について調査研究を行ない、並びにその成果を普及することができる。

第4章 財務及び会計

(事業年度)

第23条 研究所の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画、資金計画及び収支予算)

第24条 研究所は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画、資金計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第25条 研究所は、毎事業年度の決算を翌年度の6月30日までに完結しなければならない。

(貸借対照表、損益計算書及び決算報告書)

第26条 研究所は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書及び決算報告書を作成し、監事の意見を附して、決算完結後2月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(書類の送付)

第27条 研究所は、第24条又は前条に規定する認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る事業計画、資金計画及び収支予算に関する書類又は貸借対照表、損益計算書及び決算報告書を出資者に送付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第28条 研究所は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 研究所は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第29条 研究所は、通商産業大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、1年以内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第30条 研究所は、業務上の余裕金については、銀行への預金若しくは郵便貯金又は信託会社若しくは信託業務を行なう銀行への金銭信託にするほか、これを他に運用してはならない。

(財産の処分等の制限)

第31条 研究所は、通商産業省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、通商産業

大臣の認可を受けなければならない。

(役員給与及び退職手当の支給の基準)

第32条 研究所は、その役員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(通商産業省令への委任)

第33条 この法律及びこれに基づく命令に規定するもののほか、研究所の財務及び会計に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第5章 監督

(監督)

第34条 研究所は、通商産業大臣が監督する。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、研究所に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第35条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、研究所に対して、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、研究所の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第6章 雑則

(出資者原簿)

第36条 研究所は、出資者原簿を備えて置かなければならない。

2 出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 出資の引受け及び払込みの年月日
- (3) 出資額

3 出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

(解散)

第37条 研究所は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により各出資者に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

3 前2項に規定するもののほか、研究所の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第38条 通商産業大臣は、次の場合には、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

- (1) 第24条、第29条第1項若しくは第2項又は第31条の認可をしようとするとき。
- (2) 第26条又は第32条の承認をしようとするとき。
- (3) 第31条又は第33条の通商産業省令を定めようとするとき。

第7章 罰則

(罰則)

- 第39条 第35条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、3万円以下の罰金に処する。
- 第40条 次の各号の1に該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、3万円以下の過料に処する。
- (1) この法律により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
  - (2) 第8条第1項の政令に違反して登記することを怠ったとき。
  - (3) 第22条第1項及び第3項に規定する業務以外の業務を行なったとき。
  - (4) 第30条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
  - (5) 第34条第2項の命令に違反したとき。
- 第41条 第9条の規定に違反した者は、1万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 第1条 この法律は、公布の日から施行する。
- (研究所の設立)
- 第2条 通商産業大臣は、研究所の会長、所長又は監事となるべき者を指名する。
- 2 前項の規定により指名された会長、所長又は監事となるべき者は、研究所の成立の時に、この法律の規定により、それぞれ会長、所長又は監事に任命されたものとする。
- 第3条 通商産業大臣は、設立委員を命じて、研究所の設立に関する事務を処理させる。
- 2 設立委員は、定款を作成して、通商産業大臣の認可を受けなければならない。
- 第4条 設立委員は、前条第2項の認可を受けたときは、政府以外の者に対し研究所に対する出資を募集しなければならない。
- 2 設立委員は、前項の募集が終わったときは、通商産業大臣に対し設立の認可を申請しなければならない。
- 第5条 設立委員は、前条第2項の認可を受けたときは、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。
- 2 設立委員は、出資金の払込みがあった日において、その事務を附則第2条第1項の規定により指名された会長となるべき者に引き継ぎなければならない。
- 第6条 附則第2条第1項の規定により指名された会長となるべき者は、前条第2項の事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。
- 第7条 研究所は、設立の登記をすることによって成立する。
- (財団法人アジア経済研究所からの引継ぎ)
- 第8条 昭和33年12月19日に設立された財団法人アジア

- 経済研究所(以下この条において「財団法人アジア経済研究所」という。)は、寄附行為で定めるところにより、設立委員に対して、研究所においてその一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。
- 2 設立委員は、前項の規定による申出があったときは、遅滞なく、通商産業大臣の認可を申請しなければならない。
- 3 前項の認可があったときは、財団法人アジア経済研究所の一切の権利及び義務は、研究所の成立の時に、研究所に承継されるものとし、財団法人アジア経済研究所は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。
- 4 前項の規定により財団法人アジア経済研究所が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(経過規定)

- 第9条 この法律の施行の際現にアジア経済研究所という名称を使用している者は、この法律の施行後6月以内にその名称を変更しなければならない。
- 2 第9条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。
- 第10条 研究所の最初の事業年度は、第23条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和36年3月31日に終わるものとする。
- 第11条 研究所の最初の事業年度の事業計画、資金計画及び収支予算については、第24条中「毎事業年度開始前に」とあるのは、「研究所の成立後遅滞なく」とする。
- (登録税法の一部改正)
- 第12条 登録税法(明治29年法律第27号)の一部を次のように改正する。
- 第19条第7号中「理化学研究所」の下に「、アジア経済研究所」を、「理化学研究所法」の下に「、アジア経済研究所法」を加える。
- (所得税法の一部改正)
- 第13条 所得税法(昭和22年法律第27号)の一部を次のように改正する。
- 第3条第1項第10号中「日本観光協会」の下に「、アジア経済研究所」を加える。
- (法人税法の一部改正)
- 第14条 法人税法(昭和22年法律第28号)の一部を次のように改正する。
- 第5条第1項第6号中「及び日本観光協会」を「、日本観光協会及びアジア経済研究所」に改める。
- (地方税法の一部改正)
- 第15条 地方税法(昭和25年法律第226号)の一部を次のように改正する。
- 第72条の5第1項第6号中「及び日本観光協会」を「、日本観光協会及びアジア経済研究所」に改める。
- (通商産業省設置法の一部改正)
- 第16条 通商産業省設置法(昭和27年法律第275号)の一部を次のように改正する。
- 第8条第1項第10号の次に次の1号を加える。
- 10の2 アジア経済研究所に関すること。